

慶長5年6月～同年9月における徳川家康の軍事行動について（その1）

白 峰 旬

【要 旨】

慶長5年9月15日の関ヶ原の戦いに至る政治的・軍事的動向を把握するうえで、同年6月～9月における徳川家康の軍事行動について検討することは重要であり、必要不可欠な考察であると言えよう。本稿では、当該期に家康が発給した多くの書状を中心にその内容分析をおこない、昨年（2011年）3月に刊行された『愛知県史』資料編13、織豊3の所収史料など新出史料の分析もおこない、新知見を得ることを目指すものである。

【キーワード】

関ヶ原の戦い、徳川家康、上杉討伐、岐阜城攻城戦、大坂城受け取り

はじめに

慶長5年（1600）9月15日の関ヶ原の戦いにおける勝敗が、その後の政治体制の在り方を大きく規定したことは周知であるが、同年6月～9月における徳川家康の軍事行動については、これまで、中村孝也氏の著書『徳川家康文書の研究』中巻⁽¹⁾に収録された多くの家康発給書状についての分析と解説が、その後、通説化しており、現在も大きな影響を与えている。

石田三成・毛利輝元方が同年7月17日に「内府ちかひの条々」を出して家康を厳しく弾劾して、家康を豊臣公儀から排除した後、同年9月15日に至るまでの軍事的・政治的動向については、拙著『新「関ヶ原合戦」論』⁽²⁾において、従来の通説的理解に大幅な見直しを迫る新しい見解を提示した。しかし、拙著『新「関ヶ原合戦」論』では、石田・毛利連合政権側からの視点で論じた関係上、関ヶ原の戦いに至る家康の軍事行動については詳しく論及することができなかつた。

よって、本稿では、同年6月～9月における家康の軍事行動について、家康が発給した多くの書状を中心にその内容分析をおこない考察する。そして、その考察では、上述したように、すでに通説化した中村孝也氏の見解については是正が必要な箇所は、具体的に批判を加えて検討したい。また、昨年（2011年）3月には『愛知県史』資料編13、織豊3⁽³⁾が刊行され、慶長5年条として関ヶ原の戦いに関する多くの史料が収録されているので、こうした新出史料も活用しながら考察を進めたい。なお、同年6月～9月における家康の軍事行動に関する個々の論点（検討課題）については多岐にわたるため、本稿において考察を進める中で、順次検討することとし、本稿の

「おわりに」において総括をしたい。

関ヶ原の戦いに関する研究史としては、笠谷和比古『関ヶ原合戦－家康の戦略と幕藩体制－』⁽⁴⁾、同『関ヶ原合戦と近世の国制』⁽⁵⁾、小和田哲男『関ヶ原から大坂の陣へ』⁽⁶⁾、光成準治『関ヶ原前夜－西軍大名たちの戦い－』⁽⁷⁾などが著名なこれまでの研究業績である。これらの中で、笠谷氏、光成氏の研究業績の論点については、前掲・拙著『新「関ヶ原合戦」論』において既出しているので、本稿では省略する。

昨年(2011年)には、関ヶ原の戦いに関係する松平忠吉の動向を分析した下村信博「松平忠吉と関ヶ原の戦い」⁽⁸⁾、これまで広範に流布した「白河決戦」論について史実ではないと断定した本間宏「慶長五年「白河決戦」論の誤謬」⁽⁹⁾、家康の出陣と上杉景勝の防戦、山形合戦、福島合戦など慶長5年の東北地方における諸戦について、一次史料の綿密な分析により新しい見解を提示した『直江兼続と関ヶ原－慶長5年の真相をさぐる－』(第1編は高橋明氏、第2編は本間宏氏の執筆による⁽¹⁰⁾)といった最新の研究成果が出されており、今後もこのように一次史料の真摯な分析を通して新事実が明らかになることを期待したい。

1. 上杉討伐に向けての軍事的動向

上杉景勝(会津若松城主)が家康からの上洛要請を拒否したことにより、上杉討伐のために家康は6月16日に大坂を発して伏見に入り、同月18日に伏見を立てて江戸へ下向した⁽¹¹⁾。

この上杉討伐に向けての出陣の準備は、すでに同年5月下旬から進められており、例えば、金森可重は5月26日の時点ですでに上杉討伐の出陣を命じられていた⁽¹²⁾。6月2日付で家康は、家臣である本多康重、松平家信、小笠原広勝に対して、7月下旬に奥州表へ出陣するので油断なく用意するように、それぞれ命じている⁽¹³⁾。この時、出陣の日限については改めて申し遣わず、としているので、この段階で上杉討伐の出陣予定日はまだ決まっていなかったことがわかる。このように家康が家臣に対して出陣準備を指示したケースは、この3例にとどまらず、他にもあったと考えられる⁽¹⁴⁾。また、藤堂高虎は6月5日付で、東国への出陣について見舞いをもらったことへの礼状を出している⁽¹⁵⁾。このように5月下旬から6月上旬にかけて、上杉討伐の準備に向けての動きが本格化していたことがわかる。

当時(5月頃)の上方での状況について、上杉景勝の家臣である来次氏秀は、5月18日に大坂を立ち、6月9日に国許に下着した勝右衛門尉という者の話として、①家康は当初、豊臣秀頼を御供して会津へ出兵する予定であったが、秀頼の馬廻衆一同が秀頼を大坂城から出すことに反対した、②家康が率いる会津下向の軍勢は6万人くらいであるが、なかなか陣立ができない、③家康が石田三成に対して佐和山城を貸してくれるように言ったが、一切の手切れであり、三成は佐和山城普請をおこない諸構えにて引き籠っている、④家康は尾張の清須城を貸してくれるように言ったが、城主の福島正則は一切「仰払」(＝拒絶する、という意味か?)をした、⑤毛利輝元・宇喜多秀家は「太閤様御代」(＝秀吉の時代)にも「東国陣立」は免除されていたので、この度も東国への出陣はしないと断言した、などの諸点を報じている⁽¹⁶⁾。

この上方情報には風聞も含まれていると思われるので、その点は史料批判が必要であるが、上杉討伐は秀頼の命を受けた公戦という形をとりながらも、秀頼は大坂城から出馬せず、他の大老である毛利輝元・宇喜多秀家も出陣には参加しないなど、兵力数確保の点で家康にとって万全とは言えなかった。上記の「なかなか陣立ができない」という来次氏秀書状の記載は、このことが関連するのかも知れない。そして、石田三成が居城の佐和山城に引き籠もっていて、家康とは一切の手切れの状態であったこともわかる。

6月13日付で、金森長近は国許（飛騨高山）の家臣に対して、①「会津陣」について、7月朔日に伏見を出て、同月10日に「木曾之内せは」（＝洗馬宿〔現長野県塩尻市〕）まで下着する予定である、②7月5日に美濃国内の「河手」（＝川手〔現岐阜市〕）まで下着する予定である、③この度の陣（＝会津陣）は、出入り（＝争い）が50日以内である、と報じている⁽¹⁷⁾。この書状内容によれば、金森長近は7月1日に伏見を出て上杉討伐に向う予定であった。上述のように、家康が伏見を発したのは6月18日であることから、それより遅れて伏見を立つ大名もいたことがわかる。そして、金森長近は、上杉討伐が戦いとしては（開始から）50日以内に終了すると想定している。この想定がどのような根拠をもとに立てられたのかは不詳であるが、上杉討伐について軍事行動の日数を具体的に想定している点は注目される。

6月14日付で、家康は溝口秀勝（越後新発田城主）・村上義明（越後本庄城主）それぞれに対して、上杉領である佐渡・庄内へ出陣することは一切無用であり、会津へ出陣して（その戦いが）済めば佐渡・庄内への出陣は必要なくなるので、そのように了解するように命じた⁽¹⁸⁾。このように命じた家康の目的は、上杉討伐を口実にして、溝口秀勝・村上義明が隣接する上杉領である佐渡や庄内へ勝手に出陣することを止めさせて、家康の統制下に置く狙いがあったものと思われる。

6月15日付で、三奉行（増田長盛・長東正家・前田玄以）が連署して兼松正吉に対して、①会津表へのおのおの出陣の定日は、関東（＝家康）から命じる予定なので、7月10日以前に出立することは無用である、②（その理由は）急いで出立しても在陣したところの地下人が迷惑するので、家康がそのように命じた、③先陣における軍法のことは、どのようにでも家康の下知次第に働くべきであり、家康の下知に背いて、もし思い思いに働いたならば越度とする、④路次中の「泊々」のことは、兵糧を丈夫に遣わされるうちは、自弁で申し付けるようにする、⑤目付として、使番衆を所々に置くので、もし下々に非分の者があれば、その主人の越度とする、と命じている⁽¹⁹⁾。これと同文のものは同日付で伊丹甚大夫に対しても出されている⁽²⁰⁾。

上杉討伐が公戦としての性格を有する以上、この時点で三奉行が連署状で上杉討伐に関する内容を命じるのは当然なのであるが、この連署状の内容からすると、上杉討伐の軍事指揮権は家康が掌握していたことがわかる。この連署状では、7月10日以前の出陣は必要ないとしているが、上述のように金森長近は7月1日に伏見出立予定としているほか、吉川広家は7月2日・3日に出陣予定としているので⁽²¹⁾、大名ではない給人クラスに対しては7月10日以前の出陣は必要ない、と命じた可能性も考えられる。

6月25日付で、三奉行（増田長盛・長東正家・前田玄以）が連署して兼松正吉に対して、①この度、東海道を兼松正吉が出陣するが、（軍役として連れて行くのは）人数40人・馬3疋である、②帳面のように、兵糧・馬飼料を確かに計り渡す予定である、③もし、雨降りにより逗留した場合は、日数に応じて渡す予定である、④よって、この米・大豆は公儀の算用にて立てるので、その主人は受け取りを取って置くこと、と命じている⁽²²⁾。そして、草津（近江国）、亀山（伊勢国）、熱田（尾張国）、嵩山（三河国）にてそれぞれ2日分、見付（遠江国）、鳥田（駿河国）、駿府（駿河国）にてそれぞれ1日分、蒲原（駿河国）にて2日分の兵糧給付を定めている⁽²³⁾。このように、上杉討伐は公戦であるため、公儀から兵糧が給付されたのである。

上述のように、上杉討伐のため家康は6月16日に大坂を発したが、家康が江戸に着いたのは7月1日であった⁽²⁴⁾。7月朔日付で、家康家臣の石川康通は田中吉次に対して、①今日（7月1日）、家康が江戸に着いた、②会津へ出陣する日限は未だ決まっていないが、今月（7月）24日、25日頃であろう、と報じている⁽²⁵⁾。このように7月1日の時点でも、会津へ出陣する日限は決まっていなかったが、一応の目安として7月24日、25日頃を予定していたことがわかる。

7月1日付で、西尾光教は田中吉次に対して、①田中吉次が白須賀（遠江国）に陣取りしていることを承った、②西尾光教は二川（三河国）まで来た、③家康の出馬がいつ頃なのか聞いていれば教えてほしい、と述べている⁽²⁶⁾。このように、7月1日の時点で、西尾光教、田中吉次は上杉討伐のため東国に向けて東海道を進軍中であつたことがわかる。

7月7日に家康は15ヶ条の軍法（陣中法度）を定めるとともに⁽²⁷⁾、後述のように、出羽の諸大名に対して会津への出陣の期日が7月21日に決まったことを報じ、参陣を命じた。

7月7日付で、家康は家臣の中川忠重・津金胤久を最上義光のところへ遣わして⁽²⁸⁾、両名の名で出した5ヶ条の条書では、①南部利直・秋田実季・小野寺義道・六郷政乗・戸沢政盛・本堂茂親は最上口へ出陣すること、②赤津（赤尾津孫次郎カ）・仁賀保挙誠は庄内（上杉領）の押さえになること、③北国の人数は米沢表へ出陣し、会津へ討ち入った場合は、最上義光が先手となるべきこと、④南部利直・秋田実季・仙北衆は米沢の押さえになること、⑤扶持方の兵糧は、1万石でも2万石でも必要次第に最上義光から借りて、米沢において扶持方を出すべきこと、が命じられた⁽²⁹⁾。

7月7日付で、家康は最上義光に対して、会津表への出陣は来る（7月）21日に決まったので、「其表」（＝出羽）の衆と同心して参陣するように命じ、以前述べたように、北国表では北国の人数を待ち、会津へ討ち入らせる予定である旨を述べた⁽³⁰⁾。同日付で家康は、秋田実季、戸沢政盛、小野寺義道に対しても、会津表への出陣は来る（7月）21日に決まったので、最上義光に同心して米沢表へ参陣するように命じている⁽³¹⁾。そして、同日付で家康は、仁賀保挙誠・小介川（＝赤尾津）孫次郎に対して、会津表への出陣は来る（7月）21日に決まったので、「其方」は庄内への押さえとして命じた⁽³²⁾。

このように、出羽の諸大名のうち、庄内（上杉領）の押えを命じられた仁賀保挙誠・赤尾津孫次郎以外の秋田実季・戸沢政盛・小野寺義道は最上義光の指揮下に入って米沢方面に出陣することを家康から命じられた。なお、家康から命じられたこれらの内容は、当然ながら上述の7月7日付の5ヶ条の条書の内容と符合しているので、5ヶ条の条書の内容を勘案すれば、陸奥の南部利直、出羽の六郷政乗、本堂茂親に対してもそれぞれ参陣を命じる家康書状が同様に送られていた、と推測される。

上述の7月7日付の5ヶ条の条書の内容からすると、最上義光は出羽の諸大名を率いて最上口から上杉領内へ侵攻し、北国の人数が上杉領の米沢方面へ出陣して、さらに会津へ進軍した場合は、最上義光が先手となって進軍し、米沢には南部利直・秋田実季・仙北衆が駐留する計画であつたことがわかる。

7月7日付で、家康は家臣の屋代秀正（この時、屋代秀正は家康の命を受けて越後、及び加賀国へ赴き、堀秀治・前田利長等に軍令を伝えた⁽³³⁾）に対して、①前田利長は北国筋を米沢へ出陣し、会津へ乱入した時は、先手は最上義光と前田利長の旗本になる、②置目以下は前田利長が命じる、③堀秀治は津川筋から出陣する、④村上義明・溝口秀勝兩人のうち、一人が前田利長の「案内者」として北国筋へ参陣する、というように北国の諸大名の出陣について指示した⁽³⁴⁾。

この指示内容によれば、前田利長は北国筋から、村上義明・溝口秀勝のうち一人を先導役として、上杉領内へ侵攻し、米沢へ出陣したあと会津へ進軍する予定であつたことがわかる。そして、会津へ進軍する時の先手は最上義光と前田利長が勤めることになっているが、最上義光が先手になることは上述の7月7日付の5ヶ条の条書の内容と一致する。そのほか、堀秀治は津川口から上杉領内へ侵攻することになっていた。

以上のように、最上義光（出羽の諸大名を指揮下に置く）・南部利直が最上口から上杉領へ侵攻し、それとは別に前田利長が北国筋から上杉領へ侵攻し、両軍の最初の攻略目標は米沢であ

り、米沢を攻略後は南部利直・秋田実季・仙北衆を米沢に駐留させて、最上義光と前田利長が先手として会津若松攻略にむかう計画であった。そのほか、堀秀治は津川筋から上杉領へ侵攻することになっていたが、当面の攻略目標は家康からは文書では指示されていなかった。

7月7日付で、家康は青山宗勝に対して、会津表への出陣は来る(7月)21日に決まったので、丹羽長重に同心して「越後城々番手」をするように命じた⁽³⁵⁾。上述のように、堀秀治(越後春日山城主)、村上義明(越後本庄城主)、溝口秀勝(越後新発田城主)は家康から上杉討伐への出陣を命じられていたので、城主が不在になる越後国内の諸城の城番(在番)を、北国の大名である丹羽長重(加賀小松城主)、青山宗勝(越前丸岡城主)が家康から命じられたことがわかる。

このように、7月7日付で家康は東北(出羽・奥羽)、北国(越後・加賀・越前)の諸大名に対して上杉討伐への動員について具体的に命じたが、東海道筋や西国の諸大名に対して7月7日付で家康が命じた形跡がないのは、7月7日の時点では、いまだ東海道筋や西国の諸大名が北関東に集結していなかったためであろう。例えば、7月15日の時点で、山内一豊は小田原まで参陣し、小田原より(江戸を経由せずに)直に(会津へ向かって)通ることを家康から了承されている。そして、この時、(7月)21日に家康が出馬することを伝えられた⁽³⁶⁾。また、7月10日の時点で、吉川広家は祖式長好に対して、家康の出馬は(7月)21日頃と聞いたので、差し急ぎ下国する、と報じている⁽³⁷⁾。

徳川秀忠の軍事的動向については、6月23日付で結城秀康が多賀谷三経に対して、昨日(6月22日)、江戸(=徳川秀忠)より「其表」の「模様次第」(=状況次第)に(秀忠が)出馬する予定である旨を申し来たので、変わったことがあれば、早々に結城秀康へ注進するように、と指示している⁽³⁸⁾。この場合、結城秀康は下総結城城主であり、多賀谷三経が下総太田城主であることを勘案すると、「其表」とは北関東におけるいずれかの場所と推測される。とすれば、秀忠は上杉討伐に関連して北関東の動向を注視し、7月1日の家康の江戸到着以前から秀忠は江戸にいたこともあり、6月下旬の段階で、北関東の軍事的状況の変化に対応して秀忠は出馬する意向を示していたことがわかる。

7月7日付で秀忠は村上義明に対して、会津表への家康の出馬は、来る(7月)21日に決まったことを報じるとともに、秀忠は(7月)19日に(江戸を)出陣することを伝えた⁽³⁹⁾。このように7月7日の時点では、上杉討伐のために家康が7月21日に出陣し、秀忠が同月19日に出陣することが決定していた。

2. 上杉討伐の中止に関する動向

上述のように、7月7日の時点では、上杉討伐に向けて家康と秀忠の出陣の日付が決定していたものの、その後、上方において石田三成・大谷吉継・安国寺恵瓊の動きに毛利輝元が同調したことへの対応として上杉討伐は中止されることになった。その詳細について以下に述べることにする。

7月13日付で、毛利家家臣の益田元祥・熊谷元直・宍戸元次は連署して、家康側近の榊原康政・本多正信・永井直勝に対して、①この度、安国寺恵瓊が(上杉討伐のために)出陣して、江州まで出たところ、石田三成・大谷吉継と(会って)どのようにわかったのでしょうか、(出陣せずに)大坂へ帰って、そのうえ、毛利輝元の考えにより(大坂へ)呼び戻されたように申し回った、②このことは、どうにもならない次第であるが、このことについては、毛利輝元は、決して知らなかったと思う、③このことを(そちらが)聞き届けたならば、きっと釈明するつもりであるが、(国許の)広島より申し入れているのは遅れるので、まず御分別のために、御方々様まで、

留守居の者共として、前後の事情を飛脚により申し入れるものである、と報じた⁽⁴⁰⁾。

この連署状の内容は、安国寺恵瓊が石田三成・大谷吉継と近江で謀議したのち、大坂へ帰ってきて毛利輝元に大坂へ呼び返されたと恵瓊は吹聴しているが、毛利輝元はこの動きに関与していない、と弁明をしたものである。

7月14日付で、吉川広家は榊原康政に対して、①去る(7月)5日に雲州を出て、播州明石に着いたところ、安国寺恵瓊が江州において、石田三成と大谷吉継を見て子細があったのか、大坂へ帰って吉川広家に対しても控えるように言われた、②そして、石田三成と大谷吉継による企てを聞いて大変驚いたが、特に、安国寺恵瓊が毛利輝元から(大坂へ)呼び返されたように申し回っていることは、どうにもならない次第である、③毛利輝元は前後(の事情を)知らなかったであろうと不審に思うばかりである、④「爰許」の様子は留守居の者共が(上方での状況を国許の)広島に申し遣わしているため、やがて(その返事が)到来するので、追々申し上げる予定である、と報じた⁽⁴¹⁾。

この吉川広家が報じた内容は、上述の7月13日付の益田元祥・熊谷元直・宍戸元次連署状の内容と同様であり、石田三成と大谷吉継による企てを聞いて大変驚いた、としていることから、石田三成と大谷吉継が主導的役割を果たしたことがわかる。

『慶長年中卜斎記』(家康側近〔侍医〕である板坂卜斎の覚書)⁽⁴²⁾によれば、大坂にいた大小名そのほか方々から、「雑説」に関する(7月)12日付、13日付の書状が家康のもとへ7月20日にもたらされた、としている⁽⁴³⁾。上述の7月13日付益田元祥・熊谷元直・宍戸元次連署状や7月14日付吉川広家書状もこれらの書状に含まれると考えられることから、「雑説」とは石田三成・大谷吉継と安国寺恵瓊の反家康の動きに関するものであることがわかる。

従来通説では、7月12日付で三奉行の一人である増田長盛が家康側近の永井直勝に対して、①この度、垂井(美濃国)において大谷吉継が両日煩い、両日滞留した、②石田三成の出陣の「申分」について「爰元」では「雑説」がある、と報じたこと⁽⁴⁴⁾が著名であり、よく引用される。しかし、この書状(写)は、『慶長年中卜斎記』にのみ見られるものであり、①書状の原本が伝存せず、他の系統の写しも伝存しない、②安国寺恵瓊の動きについて全く触れられていない、③密書という性格を考慮しても記載内容が簡略すぎる、などの点より、史料的信憑性から見て疑わしい部分もあり史料批判の必要があろう。

7月16日付で蜂須賀家政は毛利輝元家臣の堅田元慶に対して、①この度の石田三成・大谷吉継の逆意については、やむを得ないと思う、②それについて、輝元も同意のように「爰元」(＝上方か?)では言っており、不安に思っている、③もし、事実であれば、世間の批判を毛利輝元が受けることは勿体ないと思う、④もちろん、近年、家康は御届のないこと(＝不届き、という意味か?)などがあったが、秀頼公に対して、あまりに「相違之題目」であり、拙者(＝蜂須賀家政)は承知できない、⑤そうであるならば、御覚悟をもって「天下之乱」がおこるであろうことは、嘆かわしいことであり、御分別をするのに過ぎることはない、と記して、これらのことを輝元へ披露するように頼む、としたうえで、⑥なお、兩人(＝石田三成・大谷吉継)に輝元が同意したということは、初めは雑説(＝雑多なうわさ)であると思い、事実でないと思っていたところ、安国寺恵瓊より聞いたことでは、この度、東国への御人数を差し止める旨について(輝元が)秀頼の仰せを受けた、とのことで、そのことについて全く驚いている、と記している⁽⁴⁵⁾。

この蜂須賀家政書状の内容をまとめると、この度の石田三成・大谷吉継の逆意は「天下之乱」をひきおこすことにつながる動きであるが、毛利輝元はこの石田三成・大谷吉継の動きに同調した、ということがわかる。そして、上杉討伐のために東国へ向う人数を差し止める旨の秀頼の命を輝元が受けた、ということは、秀頼が家康による上杉討伐を認めない立場に変わったことを示

すものであり、上杉討伐が公戦としての性格を秀頼によって否定された、という点で重大な意味を持つものである。その結果、この時点で、家康は秀頼と決定的に対立する立場になったことになる。

この時点（＝7月16日の時点）で、秀頼－毛利輝元－石田三成・大谷吉継・安国寺恵瓊という構成ができたことがわかり、その意味では、上述した7月13日付益田元祥・熊谷元直・宍戸元次連署状や7月14日付吉川広家書状で家康側近に対して、石田三成・大谷吉継・安国寺恵瓊の動きに毛利輝元は関与していない、とする弁明は、全くの詭弁（＝虚偽の弁明）であったことが明らかである。

こうした上方の動向が江戸にいる家康のもとへ届いたのは、上述のように『慶長年中卜齋記』の記載によれば7月20日であった。順当に考えれば、上杉討伐を中止して、東下した諸大名の兵力を西上させることを決定するのは7月20日より後ということになるが、実際には7月20日以前に上杉討伐の中止は決定していた。その論拠を以下に提示したい。

7月18日付で、稲葉通孝（郡上八幡城主稲葉貞通の三男）は明行坊・経聞坊に対して、「関東陣沙汰」も延びた、ということで、（途中の）道より帰宅した、と報じている⁽⁴⁶⁾。このように、7月18日の時点で上杉討伐の延期により途中から引き返して国許に帰っているということは、稲葉通孝が上杉討伐の延期を家康サイドから伝えられたのは7月18日よりも前でなければならないことになる。

7月19日付で、家康は福島正則に対して、早々にそこまで（福島正則が）出陣したことを「御苦労共」とし、「上方雑説」のため、（福島正則の）人数は（西）上させて、「御自身」（＝福島正則自身）は（まずは）「是」（＝ここ＝家康がいる江戸）まで来るように指示し、詳しいことは黒田長政・徳永寿昌が述べるので詳しくは書かない、と記している⁽⁴⁷⁾。

この家康書状によれば、7月19日の時点で福島正則がどこまで到着していたのかは不明であるが、「上方雑説」に対応するため、家康は福島正則の軍勢を西上させることを命じ、正則自身は西上の前に家康がいる江戸に来るように指示したものである。つまり、7月19日の時点で家康が福島正則の軍勢の西上を決定したということは、この時点で上杉討伐を中止して諸大名の軍勢も西上させることを決定していたと考えて差し支えなからう。福島正則の軍勢を他大名の軍勢よりも先に西上させることになった理由としては、福島正則の居城である清須城（尾張）は、東海道筋で家康に味方する有力な大名の居城としては最西端に位置し、石田三成方の軍勢が東進した場合、清須城を奪取する可能性が高いため、清須城を城主不在にしておくことが戦略的にマイナス要因になるため、福島正則とその軍勢をいち早く先発させて西上することを命じたのであろう。その証左として、8月29日付の城信茂書状には、尾州へ立った「御先衆」の福島正則の手組1万と記載されている⁽⁴⁸⁾。

通説では、この7月19日付家康書状とほぼ同文の7月24日付家康書状⁽⁴⁹⁾を史料的根拠として7月25日に小山評定が開かれて、そこで上杉討伐の中止、及び、諸大名の軍勢の西上が決定したことになる。この家康書状に関する月日の考定を最初におこなったのは、前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（524～526頁）においてであるが、小山評定が7月25日におこなわれたとする見解は一次史料の検討からするとその確証は乏しく、小山評定の存否を含めて再検討する必要があり、その点について筆者は別稿を用意している⁽⁵⁰⁾、本稿では、7月25日の小山評定により上杉討伐の中止、及び、諸大名の軍勢の西上が決定した、とする通説の見解は採らないことのみを指摘しておきたい。

一次史料ではないが、『石川正西聞見集』⁽⁵¹⁾の内容からすると、家康家臣の松平康重（武藏騎西城主）の北関東への出陣と上杉討伐の中止に関する動向も注目される（7月～8月上旬における

松平康重の動向については表1を参照)。『石川正西聞見集』の内容をもとに松平康重の7月の動きをまとめると、①7月、松平康重は国許の騎西を出陣した、②松平康重が小山(下野国)の原を通ったところ、井伊直政から(これより)先へ(松平康重の)人数を遣わすことは無用である、と言われた、③井伊直政の陣所へ松平康重が寄ったところ、直政が石田三成の「別心之由」を隠さずに話した(この時、松平康重の家臣である石川正西は康重の御供として近々にてこのことを聞いた)、④家康は小山に在陣し、上方大名衆も小山あたりに入っていた、⑤松平忠吉・井伊直政・松平康重は「御一所」に陣所を取り固めていたが、先陣を松平康重が望み、宇都宮(下野国)を越えて氏家(「うちゑ」=現栃木県さくら市氏家)というところへ陣取りをした、ということがわかる⁽⁵²⁾。

この一連の動きにおいて、井伊直政が松平康重に対して、小山より先へ松平康重の人数を遣わすことは必要ない、と言った日付は記されていないが、松平康重は上杉討伐のために国許の騎西から出陣したのであるから、家康が江戸を出陣する7月21日より前であったことは確実である。この場合、家康の江戸出立の前日(7月20日)に松平康重が騎西を出立したとは時期的に遅過ぎて考えにくいので、少なくとも7月20日以前のことであったと考えられる。

松平康重は、その後、先陣を望んだため小山より北方に位置する宇都宮を越えて氏家に陣を取るが、家康側近の井伊直政が譜代の徳川家家臣である松平康重に対して、康重が小山にきた段階で、上杉討伐のために康重の軍勢を進めることを中止するように伝えて、その理由として石田三成の「別心」を説明したことは注目される。つまり、井伊直政のこの指示は、直政の独断ではなく、家康の意向を受けての指示であると思われるので、北関東に上杉討伐のため諸大名の軍勢を集結させる一方で、徳川中枢サイド(家康と少数の側近)では、石田三成の「別心」を見越して上杉討伐を中止し、諸大名の軍勢を西上させることが内密に決定していた、と考えてよかろう。その意味では、北関東に諸大名の軍勢を集結させることは、上杉討伐の中止を前提におこなわれた壮大なフェイクであった、と言えよう。それと同時に、徳川中枢サイドでは石田三成の動向のみを注視して軍事戦略を立てていたことがわかる。

このように、7月20日以前には、上杉討伐の中止を一部の大名などには伝えていたが、東下した諸大名に対して一斉に西上するように家康が命じたのは、後述するように7月26日のことである。

当時の諸大名の到着状況として、①金森可重は7月16日には上州へ到着していた⁽⁵³⁾、②細川忠興は7月20日に宇都宮へ到着した⁽⁵⁴⁾、③森忠政は7月21日に宇都宮へ到着した⁽⁵⁵⁾、などが日付が正確にわかる事例である。

家康と秀忠の動向については、上杉討伐のため会津へ向けての出陣は、家康が7月21日に江戸を出馬し、秀忠は7月19日に江戸を出陣して同月21日に古河に着陣した⁽⁵⁶⁾。

7月21日付で、細川忠興は、家臣の松井康之・有吉立行に対して、①石田三成と毛利輝元が協議して「色立候由」について、上方より家康へ追々注進があったが、このようになるだろうとかねて言っていたことである、②そのほか、「残衆」はことごとく「一味同心」とのことなので、多分、家康は早速上洛するだろう、③そうなれば、即時に(家康の)「御勝手」になるだろう、④家康は江戸を今日(7月)21日に陣し、忠興は昨日(7月20日)宇都宮まで来た、⑤しかし、多分(このあとは)ひっくり返して上方へ出陣するだろう、と報じている⁽⁵⁷⁾。

この細川忠興書状の内容によれば、7月21日の時点で、上方で石田三成の動きに毛利輝元が同調しているという注進がすでに家康のところへもたらされていることと、こうした動きは事前に十分予想されていた、としている点は注目される。そして、今後の予測される対応として、家康はすぐに上洛するであろうし、そうなれば家康は勝利するであろう、としている。さらに、東下

している諸大名の軍勢は今後、反転して上方へ出陣することを予想している。このように、細川忠興の状況分析は非常に正確であったわけだが、管見の限りでは、諸大名の関係文書の中で、この7月21日付忠興書状は、家康の「上洛」について言及した初見の文書であり、7月21日の時点で家康の上洛、つまり、上杉討伐の中止を忠興が想定していた点は重要である。

7月23日付で、家康は最上義光に対して、①石田三成・大谷吉継が「才覚」をもって、方々へ触状を回して「雑説」があるので、(上杉討伐のために最上義光が)出陣することは無用である、②家康からは、重ねて状況について申し入れる予定である、③大坂のことは仕置等を手堅く申し付け、家康とは「一所」なので三奉行の書状を披見のために進上する、と報じている⁽⁵⁸⁾。

この中で重要なのは、石田三成・大谷吉継の動きに対応するため、最上義光の出陣は必要ない、としている点である。つまり、7月23日に、家康は上杉討伐の中止を最上義光に伝えた、ということになる。ただし、石田三成・大谷吉継が方々へ触状を回している、としているが、石田三成と大谷吉継が連署して家康を非難した触状は史料として伝存しないので、そのような触状はそもそも存在しなかった、と考えられる。よって、この触状とは7月17日に諸大名に対して出された「内府ちかひの条々」を指している可能性が高い。しかし、三奉行により家康を弾劾した「内府ちかひの条々」の存在を家康自身が認めてしまうと、家康が公儀から排除されたことが明らかになってしまい、最上義光が家康から離反する可能性がある、いまだ大坂の三奉行とは政治的に対立していないと強調して、過去に三奉行から家康のところへ来た書状(これに該当する書状が伝存しないので推測するしかないが、7月27日付秋田実季宛榊原康政書状⁽⁵⁹⁾に出てくる、大坂から淀殿と3人の奉行衆が家康に上洛を要請した書状を指すと考えられる)を見せたのであろう。

7月23日付で、家康は山崎家盛・宮木豊盛に対して、近日(家康が)上洛する予定なので、「其表」のことは油断しないように指示している⁽⁶⁰⁾。この書状は、管見の限り、家康文書の中では、家康の「上洛」について言及した初見の文書である。つまり、7月23日に家康は初めて上洛すること(このことは同時に上杉討伐を中止することを意味する)を明言したことになり、その意味で重要である。この場合の上洛とは、単に都に上る、という単純な意味ではなく、上方では、すでに7月17日に三奉行が家康を弾劾した「内府ちかひの条々」が出されて、家康を公儀から除外する形で石田・毛利連合政権が樹立されていたので、その本拠地が京都、及び、大坂であることを考慮すると、家康がこの時点で上洛することを表明したことは、石田・毛利連合政権と直接武力で対決する姿勢を表明したことになる。

『慶長年中卜斎記』では、7月24日に「内府ちかひの条々」の「書物」(=写しの文書という意味であろう)が上方より家康のところへ来た、としている⁽⁶¹⁾。このことからすると、「内府ちかひの条々」の写しの文書が上方から送られてきたのは7月24日ということになるが、上述のように7月23日付最上義光宛家康書状の内容を勘案すると、同月23日の時点で家康が「内府ちかひの条々」が出されたことを知っていた、と推測できる。

上述のように、通説では7月25日に小山評定が開かれて、そこで上杉討伐の中止と東下した諸大名の西上が決定したことになっているが、小山評定なるものが実際に開かれたのかどうか、という点も含めて再検討の必要がある。そもそも、7月25日の時点で家康が小山にいたことを示す一次史料(家康書状、或いは、諸大名の書状など)は、管見の限りでは見出だすことができず、7月28日付蘆名盛重宛家康書状⁽⁶²⁾に、家康が小山に在陣している、と書かれているのみである。また、通説でこれまで扱われてきたような小山評定が実際にあったとすれば、7月25日に小山に集まるように命じた家康書状が多数伝存しているはずであるが、そのような内容の家康書状は、管見の限り一通も存在しない。こうした点からも小山評定に関する再検討が必要であるが、その

点の詳細な考察については本稿の紙幅の都合もあり、別稿に譲ることとしたい⁽⁶³⁾。

3. 東下した諸大名の西上に関する動向

7月26日付で、家康は堀秀治に対して、石田三成と大谷吉継の逆心のため、「上方人衆」が今日（7月）26日にすべて西上することになり、家康も会津表の仕置等を堅く申し付け、即時に上洛する、と報じた⁽⁶⁴⁾。このことにより、7月26日に、東下した諸大名に対して一斉に西上するように家康が命じたことがわかる。ただし、7月26日付小出吉政宛家康書状⁽⁶⁵⁾では、7月26日に先手の衆が西上した、と記されているので、まず先手の衆が先発して西上したことがわかる。

前掲の7月26日付堀秀治宛家康書状では、家康が即時に上洛すると記されているほか、同日付の上田重安宛家康書状でも、即刻上洛することにした、と報じており⁽⁶⁶⁾、7月26日の時点では、家康は諸大名の西上と同時に上洛すること（つまり、家康が諸大名に同道して西上すること）を表明したことになる。しかし、その後の家康書状では、近日上洛する（或いは、近々上洛する）、という表現に変わっていく⁽⁶⁷⁾。

このように、「即刻上洛（或いは即時に上洛）」から「近日上洛（或いは、近々上洛）」へと微妙に表現が変わっていった背景として、敵対する石田・毛利方の軍勢動員が、当初家康が想定していたよりもはるかに大規模なものになってきたことに起因すると考えられる。

また、7月23日付最上義光宛家康書状⁽⁶⁸⁾、7月28日付蘆名盛重宛家康書状⁽⁶⁹⁾には、家康の上洛に関する記載がない点は注意される。このように東北の諸大名に対して出した家康書状において、家康の上洛に関する記載がないケースがあった理由は、上杉討伐を中止したとはいえ、对上杉氏に対する軍事的緊張状態がすぐに緩んでしまうことへの警戒感を家康が持っていたためと思われる。

7月27日付で、家康側近の榊原康政が秋田実季に対して、①上方における石田三成と大谷吉継の別心により、大坂より淀殿と3人の奉行衆、北国の前田利長などが、早々に家康が上洛するように申して来た、②よって、この別心の兩人を成敗するため、この度、「此方」（＝小山）へ下ってきた上方衆に同道して家康は上洛する、③路次中の城々へも番勢を入れ、仕置を丈夫にして西上する、④「此表」（＝小山方面）の仕置は徳川秀忠に申し渡すので安心するように、⑤榊原康政は、この度は、「此方」（＝小山）に残し置かれることになったので、変わったことがあれば、切々申し達する予定である、⑥「其表」（＝最上方面カ）での「御断之儀」（＝上杉討伐のことか？）も延引するように、と報じた⁽⁷⁰⁾。

この書状の内容からすると、家康が上洛するのは三奉行などの要請によるものであって、敵対するのは石田三成・大谷吉継のみである、ということになる。つまり、この書状の内容が正しければ、7月27日の時点で、家康は三奉行が出した「内府ちかひの条々」を見ていなかった、ということになるが、この点は事実と相違すると考えられる。上述のように、『慶長年中卜齋記』によれば、7月24日に「内府ちかひの条々」が上方より家康のところへ来たとしているので、7月27日の時点で、家康は、三奉行が家康と対立する状況になったことを知っていたことになる。よって、家康が三奉行と対立する状況になったことをすでに知っているにもかかわらず、意図的にそのことを隠して榊原康政はこの書状を出した、と推測される。そうした理由については、「内府ちかひの条々」が出されたことにより家康が公儀から排除されたことがわかると、秋田実季が離反することを危惧したためと考えられる。

前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻（535頁）では、「書状には、しばしば外交的な駆引が含まれることがあるが」として、この書状の内容の信憑性に一定の留保をしたうえで、「こ

の文面通りとすれば、康政は当日（引用者注：7月27日を指す）まだ、7月17日の弾劾状（引用者注：「内府ちかひの条々」を指す）を見ていないことになる、としている。そして、7月29日付黒田長政宛家康書状⁽⁷¹⁾、同日付田中吉政宛家康書状⁽⁷²⁾に、先頃、黒田長政（或いは、田中吉政）が西上したあとで、大坂奉行衆の別心のことを（家康のところへ）申して来た、と記されていることから、「家康が弾劾状と檄文とを入手したのは7月29日らしい」（前掲・中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、535頁）としている。

しかし、上述のように、7月29日の時点では、すでに家康は「内府ちかひの条々」が出されたことを知っていたと考えられるので、7月29日付で黒田長政、田中吉政に対して出した書状において、大坂奉行衆の別心のことを（家康のところへ）申して来た、と記しているのは、大坂奉行衆の別心を家康がすでに知っていたにもかかわらず、それまでそれを隠して7月29日に初めて知ったかのように虚偽の記載をしたと見なすことができる。家康がどうしてこのようなことをしたのか、という理由は、三奉行が「内府ちかひの条々」を出して家康を公儀から排除したことがわかると、東下した諸大名の中には家康から離反する者が多く出てくる可能性があったので、家康が三奉行と対立したことは隠して、あくまで家康と敵対したのは石田三成・大谷吉継であるとして（＝三奉行との対立ではなく、石田三成・大谷吉継とだけの対立であると問題を矮小化させて）、東下した諸大名のうち先手の衆をまず西上させて、家康は先手の衆が西上したのを見届けてから、三奉行が家康と対立する状況になったことを明らかにした、と考えられる。以上の7月中旬～下旬における経過を簡単に時系列でまとめると表2のようになる。

8月2日付で、家康は伊達政宗に対して、「駿州」から「尾州清須」までの城々に人衆を入れ置き、家中の人質等まで堅く仕置を申し付けた、と報じている⁽⁷³⁾。この場合、「尾州清須」までの城々、としていることから、西上した家康方の軍勢が掌握する東海道の諸城では、尾張清須城（城主は福島正則）が西限（西方の限界）であったことがわかる。つまり、家康方の軍勢にとって、清須城が最前線の城郭ということになる。なお、上述した7月27日付秋田実季宛榊原康政書状において、路次中の城々へも番勢を入れ、仕置を丈夫にして西上する、としている点は、前掲の8月2日付（伊達政宗宛）家康書状と同内容である。東海道の諸城における具体的な番手（在番）の編成については表3のようになる。

東海道の諸城に家康が入れた在番の一例として、『石川正西聞見集』⁽⁷⁴⁾の記載内容をもとに松平康重のケースを見ると、7月、松平康重は上杉討伐のため氏家（下野国）に在陣していたが、家康から掛川城（遠江国）の在番を命じられたため、氏家から引き返して国許の騎西（武蔵国）へ帰って一兩日逗留し、8月2日に騎西を出立した。そして、大磯（相模国）、小田原（相模国）、蒲原（駿河国）などを経て掛川に着き掛川城を受け取ったが、『石川正西聞見集』の記載内容をもとに考えると、松平康重が掛川城を受け取ったのは8月8日である（表1参照）。

7月下旬から8月中旬における諸大名の西上の動きについては、次のようにまとめることができる。まず、福島正則については、上述のように7月19日付福島正則宛家康書状により、家康から西上を命じられたことから、他大名に比べて最も早く単独で西上したと考えられる。福島正則が清須城に到着した日付は不明であるが、8月4日付福島正則宛家康書状⁽⁷⁵⁾では、家康は福島正則に対して尾張国内の明地における年貢徴収を申し付けているので、8月4日の時点では福島正則は居城である清須城に在城していたと考えられる⁽⁷⁶⁾。その後に西上した田中吉政が、8月朔日付家康書状で、山岡景友に備前衆（＝宇喜多秀家から離反して当時家康のもとにいた宇喜多家旧臣のことか？）を差し添えて、安濃津（伊勢）へ遣わすので、「其許」（＝三河岡崎）において船を丈夫に申し付けて渡海させるように命じられているので⁽⁷⁷⁾、8月1日の時点では、田中吉政は西上して居城の岡崎城に在城していたと考えられる。よって、田中吉政より早く西上した福島正

則は、8月1日の時点では西上して居城の清須城に在城していたはずであり、7月中には清須城に到着したと考えられる⁽⁷⁸⁾。

その他の諸大名の動きについては、7月29日付黒田長政宛家康書状⁽⁷⁹⁾、7月29日付田中吉政宛家康書状⁽⁸⁰⁾によれば、7月29日の時点で黒田長政と田中吉政はすでに西上の途についており、池田輝政が家康の指示を伝えるために、そのあとから西上する予定であったことがわかる。

7月晦日付藤堂高虎宛家康書状⁽⁸¹⁾では、家康が藤堂高虎に対して、高虎からの書状を詳しく披見した旨を述べて、道作り以下について、福島正則・池田輝政・田中吉政と相談するように指示している。この場合、東海道に位置する諸城の城主3人（福島正則－尾張清須城主、池田輝政－三河吉田城主、田中吉政－三河岡崎城主）と道作り以下について相談するように指示しているが、上述のように、福島正則と田中吉政はすでに西上しているので、そのあとから藤堂高虎が西上する予定になっていたことがわかる。

8月5日付福島正則・徳永寿昌宛家康書状⁽⁸²⁾では、家康が福島正則に対して池田輝政・藤堂高虎・井伊直政を遣わすので、相談して一刻（も早く）その道筋をあけることを専一にするように指示した。よって、8月5日の時点では、池田輝政と藤堂高虎はまだ江戸にいたか、或いは少し前に江戸を立った、と考えられる。この家康書状では、8月3日付の書状を今日（8月5日）に江戸で家康が披見したと記されているが（家康が小山から江戸に帰ったのは8月5日である⁽⁸³⁾）、後のケースをみると、岐阜－江戸間をあしかけ4日、或いは5日で書状が届いているので⁽⁸⁴⁾、清須－江戸の間をあしかけ3日かかったとしても矛盾はないと考えられる。なお、この8月5日付福島正則・徳永寿昌宛家康書状では、宛所が福島正則と徳永寿昌の2人宛になっていることから、徳永寿昌も早く西上して8月5日の時点では福島正則と共に清須城に在城していたと考えられる。

このように、先発して早く西上した順番をまとめると、①福島正則、②黒田長政、田中吉政、③池田輝政、藤堂高虎というようになると考えられる。

その他の諸大名は、もう少し遅れて西上しており、8月11日、或いは13日の時点で西上の途中であった。8月11日付で、加藤嘉明は田中吉次に対して、①今日（8月11日）、「ちりう」（＝池鯉鮒〔三河国〕＝現愛知県知立市）まで通りたいので、御法度により「其元御城下」（＝岡崎城下）を通ることはできない、とのことであるが、その通りであろうか、②下（の方）へまわると「渡り」（＝川を渡ること）以外は「無自由」であるため、差し支えがなければ、「其御城下」（＝岡崎城下）の道を通りたいので御返事を待っている、と報じている⁽⁸⁵⁾。この内容によれば、8月11日の時点で、加藤嘉明は西上の途上において岡崎城下の手前まで軍勢を連れて移動してきたことがわかる。また、8月11日の時点で、田中吉次は居城の岡崎城に在城していたと思われる。

8月13日付で、大久保忠常は山内一豊に対して、「其許」（＝掛川）に（山内一豊が）着いて、上方の様子についてどのように聞き届けているのか、承りたく思っている、と伝えている⁽⁸⁶⁾。この内容によれば、8月13日の時点で、山内一豊は西上の途上において、領国の掛川にいたことがわかる。

家康方の軍勢が石田三成方の軍勢と対峙するため尾張国内に集結した月日は不明である。ただし、8月13日付で、津田長武が二宮社人中对して、当社二宮（＝尾張国大縣社）のことは、この度、諸軍勢が（こちらに）着いても、福島正則が先手であるので、「其元」のことは別条がないはずである、と伝えているので⁽⁸⁷⁾、8月13日の時点で家康方の軍勢の集結（到着）が間もなくであることがわかる。よって、8月13日から間もなくして、西上してきた家康方の軍勢が尾張国内に集結したと思われる。

8月上旬における家康方の軍勢の編成状況については、8月4日付家康書状（先勢として井伊

直政を遣わすので、軍事行動については、家康の出馬以前は、井伊直政の指図次第に相談するように指示したもの)と8月13日付家康書状(「其元」での状況を承りたく村越直吉を遣わすので、相談して(家康のところへ)申し越すように指示したもの)の宛所の分布が参考になる(表4、表5参照)。これは、それぞれ同文のものを同日付で一斉に異なる宛所に対して出したものであり、それらをまとめた表4、表5において、宛所のまとまりで見ると、(1)表4の①、②、表5の①のように、20万石を越える大大名の場合は単独で宛所になっている、(2)表5の②、⑦のように同国内の諸大名を一つの宛所としてまとめている、(3)表4の⑦、表5の⑥のように美濃、尾張(福島正則以外)の諸大名や給人クラスを一つの宛所としてまとめている、などの特徴が見られる。

表4では黒田長政、藤堂高虎、田中吉政宛のものがなく、表5では福島正則、黒田長政、藤堂高虎宛のものがなく、家康方の軍勢の編成が、美濃国・尾張国・三河国・遠江国・駿河国の諸大名と、それ以外の地方に領国(所領)を持つ諸大名に区分できる。このうち、尾張国は福島正則を除くと数万石の小規模な大名や万石未満の給人クラスであり、美濃国でも数万石の小規模な大名である。こうした8月上旬の時点における家康方の軍勢の編成内容を見ると、全国規模で見た場合、家康方についた諸大名の数は、同じく8月上旬の時点における石田・毛利連合政権が動員した諸大名⁽⁸⁸⁾に比較すると、決して多くなかったことがわかる。井伊直政、或いは、村越直吉のように家康からの使者一人が掌握できる程度の規模の軍勢であった、と言うこともできよう。なお、井伊直政の派遣については、その後、直政の病気のため、本多忠勝を清須まで遣わすことになった、と8月8日付で本多正純が黒田長政に対して報じているが⁽⁸⁹⁾、実際には、後述のように井伊直政は本多忠勝とともに尾張に遣わされている。

家康は、8月5日付福島正則・徳永寿昌宛家康書状⁽⁹⁰⁾、8月10日付福島正則・徳永寿昌宛家康書状⁽⁹¹⁾において、一刻も(早く)その道筋をあげるように指示している。これは、8月上旬に石田三成方の軍勢が尾張・美濃・伊勢に有利に展開する中で、清須城に在城していた福島正則など家康方の軍勢が8月上旬の時点においては、いまだ不利な状況にあったことを示している。当時の状況について、8月10日付で、石田三成は佐竹義宣に対して、①8月8日に石田三成が「尾・濃境目」の仕置のため尾張方面に出陣し、「岐阜衆」(=岐阜城主の織田秀信)と協議した、②毛利輝元の人数1万余について、吉川広家・安国寺恵瓊・長束正家が同道して伊勢へ8月8日に出陣した、と報じている⁽⁹²⁾。後述のように、家康方の軍勢が尾張国内の清須城及びその周辺に兵力を集結するのは8月中旬～下旬であるので、8月上旬の時点では、石田三成方の軍勢の方が尾張・美濃方面では優勢であった。

その証左として、慶長5年8月13日付で石田三成は曼陀羅寺(尾張)に対して禁制を出しているが⁽⁹³⁾、これは管見の限り、尾張・美濃国内では両軍を通して最も早く出された禁制である。家康方の福島正則が美濃国内の西尾光教の知行所である宝来村に禁制を出したのは、その10日後の8月23日であった(表6参照)。こうした禁制発給の時期差は、8月における両軍の尾張・美濃方面での軍勢の展開状況の遅速の時期差を如実に物語るものであろう。なお、石田三成は8月10日には美濃大垣城に在城していた⁽⁹⁴⁾。

※以下、『別府大学大学院紀要』14号(別府大学大学院文学研究科、2012年)に続く。